

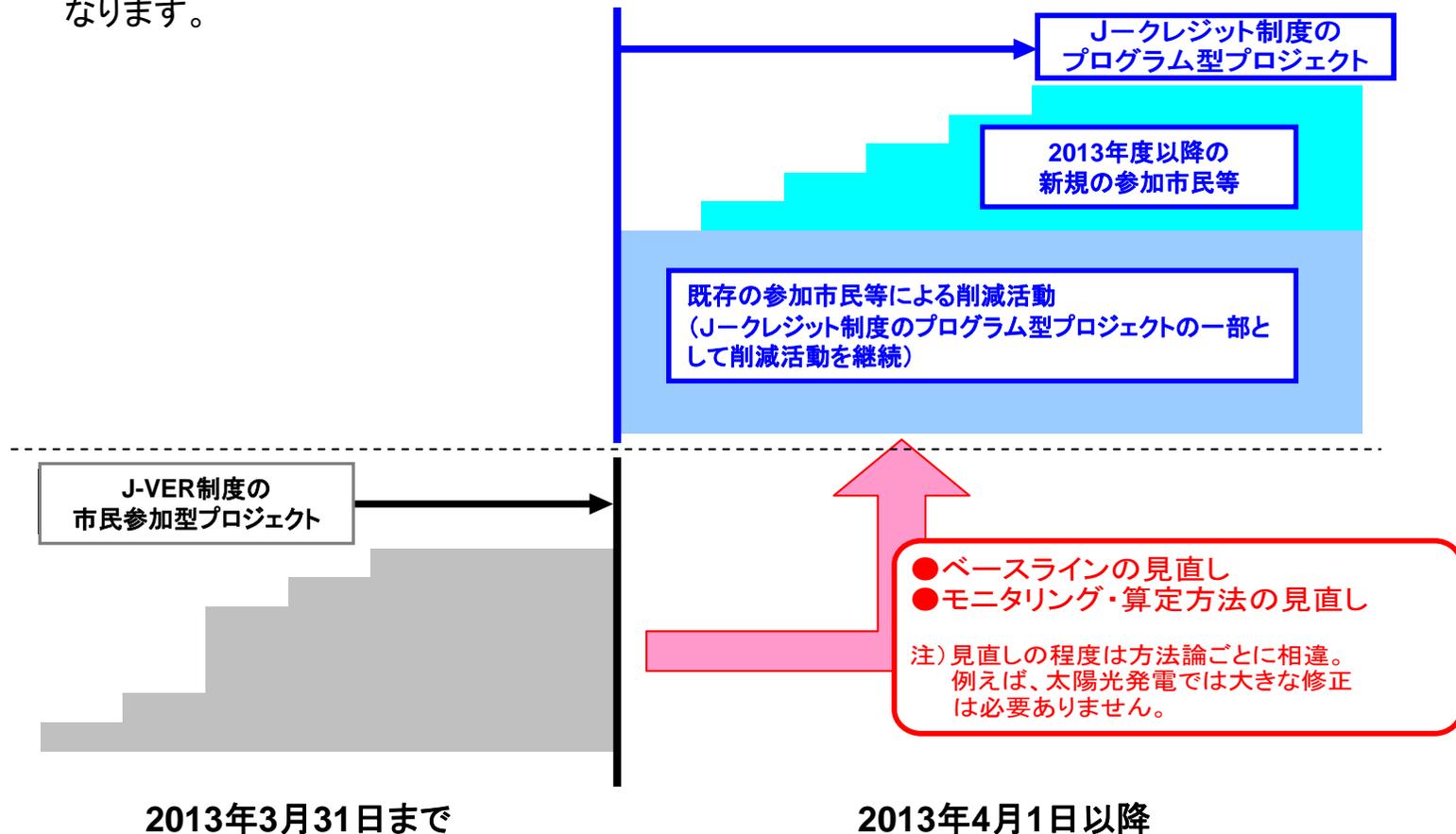
市民参加型プロジェクトの移行手続きについて

- オフセット・クレジット(J-VER)制度で登録された市民参加型プロジェクトをJ-クレジット制度でも継続することが可能です。
- 継続方法には2種類あり、それぞれ手続きが異なります。
 - ①2013年4月以降も新規にプロジェクトに参加する一般市民、消費者等(以下「参加市民等」という。)を受付ける場合
 - J-クレジット制度のプログラム型プロジェクトとして新規に登録が必要になります。
 - 新規に登録する際には、J-クレジット制度のプログラム型プロジェクト計画書を作成し、審査機関による審査(妥当性確認)を受けた上で、J-クレジット制度の認証委員会に新規に登録申請を行う必要があります。
 - 新規に登録したプログラム型プロジェクトでは、2013年3月までの既存の参加市民等に加えて、2013年4月以降に削減活動を行った新規の参加市民等も受け付けることができます。
 - ②既存の参加市民等で削減活動を継続する場合
 - 市民参加型プロジェクトの移行届をJ-クレジット制度事務局にご提出いただければ、2013年3月までの既存の参加市民等による、2013年4月以降の削減活動について、継続して認証依頼を行うことが可能です。

市民参加型プロジェクトの移行手続きについて

【2013年4月以降も新規の参加市民等を受付ける場合】

- J-クレジット制度の制度文書・方法論に沿って2013年4月以降の運営・管理の体制・方法を定め、プログラム型プロジェクト計画書を作成する必要があります。
- 既存の参加市民等による削減活動については、J-クレジット制度の方法論での規定に沿って、ベースラインを見直した上で、J-クレジット制度のプログラム型プロジェクトの対象に加えることとなります。



市民参加型プロジェクトの移行手続きについて

【既存の参加市民等で削減活動を継続する場合】

- 市民参加型プロジェクトの移行届をJ-クレジット制度事務局にご提出いただければ、2013年3月までの既存の参加市民等による削減活動に基づく認証依頼を行うことが可能です。
- オフセット・クレジット(J-VER)制度のルールに沿って、認証依頼を行うことが可能ですが、新規の参加市民等の追加はできません。
- クレジット認証が可能な期間は各参加市民等のプロジェクト開始日から8年間となります。
- 2013年4月以降の削減活動に基づき発行されるクレジットはJ-クレジットとみなされます。

